

一般競争入札の公告

下記のとおり、一般競争入札（郵便入札）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）第15条の規定に基づき、公告する。

令和7年6月3日

鶴岡市長 皆川



1 件 名 庁舎等自動販売機設置に係る公有財産の貸付け

2 物件の表示

物件 番号	施設名	所在	台数 (台)	面積 (㎡)
211	鶴岡市朝日庁舎 1階多目的スペース	鶴岡市下名川字落 合1番地	1	1.17
212	鶴岡市朝日庁舎 1階多目的スペース	鶴岡市下名川字落 合1番地	1	1.17

3 貸付期間 令和7年7月1日（火）から令和12年3月31日（日）まで

4 用途の指定 貸付物件説明書の定めるところにより、自動販売機（清涼飲料水等）の設置のために使用しなければならない。

5 最低料率 売上金額の10%

6 入札方法 本入札は郵便入札とします。郵便入札の詳細は、鶴岡市ホームページ「鶴岡市郵便入札実施要領」及び「郵便入札手順」をご覧ください。
※「鶴岡市郵便入札実施要項」で検索してください。

7 質疑応答 「貸付物件説明書」に疑義があるときは、文書で受付します。

① 質問受付日 令和7年6月 9日（月）12時まで

② 回 答 令和7年6月10日（火）13時から

8 入札参加者確認 入札参加申込書を物件ごとに作成し、令和7年6月13日（金）までに鶴岡市役所契約管財課へ郵送してください。受領書が必要な方は、2部郵送してください。1部受付印を押印し返却します。（返却用は、申請書のみとし、添付書類は要りません。）

9 入札参加資格 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

（2）公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成 11 年法律第 154 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は、鶴岡市に住所を、法人の場合は、鶴岡市内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（鶴岡市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 鶴岡市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でない個人又は暴力団員等がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるものであること。
- (6) 自動販売機設置競争入札参加資格者として登録されている者であること。登録されていないときは、一般競争入札参加資格確認申請書提出の際、自動販売機設置競争入札参加登録申請書を提出すること。なお、この登録は、鶴岡市に住所を有する等入札参加要件の（1）から（5）を満たすことを要件とする。
- (7) 本店所在地及び鶴岡市において、公告の日から過去 3 年間食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けていない者であること。

- | | | |
|----|------------------|--|
| 10 | 入札書送付先 | 鶴岡市役所 総務部 契約管財課 |
| 11 | 郵送方法 | 入札書を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法で郵送してください。（普通郵便不可） |
| 12 | 入札書到達期限 | 令和 7 年 6 月 19 日（木）12 時 00 分必着 |
| 13 | 開札日時 | 令和 7 年 6 月 20 日（金）10 時 30 分 |
| 14 | 入札会場 | 鶴岡市役所 別棟 1 号館 第 2・3 会議室 |
| 15 | 入札回数 | 入札は 1 回までとします。 |
| 16 | 入札結果及び
結果通知方法 | 入札経過及び結果については、閲覧所及び鶴岡市ホームページにおいて公表いたします。 |
| 17 | 入札保証金 | 免除 |
| 18 | 契約保証金 | 免除 |
| 19 | 現場説明会 | 現場説明会は行いませんので、別紙のとおり「貸付物件説明書」を閲覧に供します。 |
| 20 | 閲覧場所
及び期間 | 閲覧 鶴岡市役所 3 階契約管財課及び鶴岡市ホームページ
期間 開札日の 1 開庁日前 [令和 7 年 6 月 19 日（木）] まで
※来庁される際は事前に電話等で予約すること。 |

(午前 9 時から午後 5 時まで ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

- 21 開札時立会人 鶴岡市郵便入札実施要領第 6 条に基づき、入札参加申請順番の 1 位及び 2 位の者としませんが、開札に立ち会う入札者若しくはその代理人がいない場合又は入札参加者の立会人の数が 2 名に達しない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を加えて 2 名以上が立ち会うこととします。
- 22 その他 「鶴岡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の一部改正に伴い、屋内自動販売機の賃貸料は消費税相当額が加算された額となります。別添の「自動販売機設置資料 消費税の取扱いについて」、
「(自販機) 公有財産貸付要綱 (R7. 5. 29 改正)」をご確認ください。
- 23 問い合わせ先 鶴岡市役所 総務部 契約管財課 直通電話 3 5 - 1 1 5 7